

平成二十年度から

市税の前納報奨金制度

を廃止します



市県民税と固定資産税(都市計画税)の納付において、第一期の納期内に第四期までの全額を同時に納付された場合に報奨金(上限一万二千二百円)が交付される前納報奨金制度を平成二十年度から取り止めます。制度の廃止についてご理解いただくとともに、引き続き納期内に納付していただきますようお願い申し上げます。

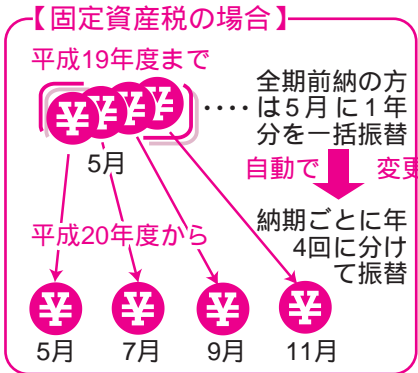
この前納報奨金制度は、長年にわたり収納率向上のために適用してまいりました。しかし、近年の各自治体においては、財政健全化のために廃止されている状況にあり、県下の市では、二十九市のうち、既に二十一市が廃止し、平成二十年度には四市が廃止の予定です。

また、一年分を一括納付できる方のみはこの制度が適用される状況においては、不公平感をもたらしつつあるという情勢の中で、加東市においてもこのたび廃止することといたしました。

市税を口座振替で一括納付されている方へ

平成二十年度から前納報奨金制度を廃止しますので、一年分を一括納付(全期前納振替)されても、報奨金は交付しません。

よって、平成十九年度において、市県民税と固定資産税(都市計画税)を全期前納で口座振替されている方については、税



務課において、平成二十年度からの振替方法を「期別振替各納期ごとの振替」に変更させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

総務部税務課(社庁舎)
☎ 43・0398

家庭用ごみの分別

容器包装プラスチックの分別に

慣れていただいていますか？

社、東条地域において、一月から容器包装プラスチック分別収集の試行が始まりました。量の多さに驚かれたり、分別に戸惑われている方もおられるかもしれませんが、昨年行った分別説明会での質問をいくつか紹介しますので、分別の参考にさせていただきたいと思っております。



Q: ペットボトルの出し方に変更はないのか？

A: ペットボトルの出し方に変更はありません。また、店頭回収を実施している店舗もありますので、店舗の注意事項に従ってください。

なお、キャップやラベルは、識別マークを確認して、「容器包装プラスチック」として出してください。

Q: トレーやたまごパックは店頭回収に出していたが、どうすればよいのか？

A: 今までどおり店頭回収を利用してください。ただし、普段利用されている店舗の店頭回収が行われなくなった場合は、「容器包装プラスチック」として出してくださいになります。

Q: 容器包装プラスチックの油汚れはどのようにすればよいのか？

A: 中身を使いきり、水で洗っても汚れが残るようであれば、

「燃えるごみ」として出してください。

Q: マヨネーズの容器はどのようにして出せばよいのか？

A: はさみで切り開いて洗うと汚れは簡単にとれます。きれいになった容器は、容器包装プラスチックとして出せませんが、汚れが取れない場合は「燃えるごみ」として出してください。

Q: たまごパックなどに紙(値札などのシール)が付いていることがあるが、取らなければならぬのか？

A: 取りにくい場合は、そのまま、容器包装プラスチックとして出してください。



Q: 分別できていないごみは、収集しないのか？

A: 指定袋を使用していただいても分別のできていないごみは、黄色のシールを張ってごみステーションに残しますので、正しく分別していただきますようお願いいたします。

試行期間(三月まで)中は、プラマークの付いたきれいな容器包装を確実に容器包装プラスチックの指定袋に分別していただければ結構ですので、分別をしっかり習慣付けていただきますようお願いいたします。

お知らせ

東条地域の西地区の粗大ごみ(金属)ごみのステーション回収は、二月で廃止しますので、ご注意ください。

問い合わせ
市民生活部生活課

(滝野庁舎)
☎ 48・3528